

八戸市協働のまちづくり市民会議 みんなのまちづくりニュースレター

市民活動
促進指針
特集号

発行者：八戸市協働のまちづくり市民会議 URL www.city.hachinohe.aomori.jp/machi/machidukuri/index.html

「八戸市市民活動促進指針(案)」を市長へ答申



八戸市協働のまちづくり市民会議・市民活動(NPO)促進検討委員会では、21回にわたる委員会での検討結果に基づいて「八戸市市民活動促進指針案」をとりまとめ、平成17年6月1日に市長に答申しました。市民会議としては、「八戸市協働のまちづくり基本条例」「八戸市地域コミュニティ振興指針」に続き、三つ目の、そして最後の答申ということになりました。

市長からは、「この指針を活かして、市政に取り組みたい」と力強いお言葉をいただきました。

「市民活動促進指針」の検討を終えて

市民活動(NPO)促進検討委員会は、この度、「市民活動促進指針」(案)をまとめ、中村八戸市長に答申いたしました。

私たちの委員会は、約2年間にわたり、21回(!)もの議論を重ねてきました。その成果を指針にまとめることができ、感慨・・・というよりも、その責務から開放されてホッとしているところです。

委員会では、一般市民も巻き込み、これまでの八戸市の市民活動の施策や、他の自治体の先進事例を学ぶことから始めました。さらには、市内の市民活動の実態をよく知ろうと、手分けをし、他団体へのヒアリングにも出向きました。研修会やニュースレターづくり等も含めると、21回の委員会以外にも、多くの時間

と労力を費やしてきたこととなります。

八戸市協働のまちづくり基本条例の理念を生かし、市民主体のまちづくりを推進し、市民と行政の協働のまちづくりを実現していくためには、市民の自主的・自発的活動である市民活動の促進が必要です。

指針では、市民活動団体を、公共を担うパートナーと位置付けました。市民活動の裾野を広げ、自立を促すために、地域社会全体で市民活動を支えていくような仕組みを構築し、多様な主体がそれぞれの特性を生かし、適切な役割分担によって、ともに支え合う豊かな地域社会の実現を目指しています。

最後になりましたが、指針をまとめるにあたり、市民連携課をはじめ、多くの方々にご協力いただきました。感謝申し上げます。

市民活動(NPO)促進検討委員会
委員長 福田昭良

市民活動促進指針案の概要とポイント

市民活動の自立と支援と協働のために

1 はじめに

■2~6は指針の考え方です。

2 指針策定の背景

- (1) 変わる社会環境
- (2) 変わる地域社会
- (3) 変わる市民意識
- (4) 変わる市民活動
- (5) 変わる地方自治

■指針の背景について、「社会環境」「地域社会」「市民意識」「市民活動」「地方自治」の5つの側面から整理してまとめています。今日の社会変化に対応していくためにも、市民活動(団体)がその受け皿になるべく期待が高まっています。

3 市民活動促進の必要性

- (1) 市民と地域社会との掛け橋
- (2) 地域活性化の主役
- (3) 公共の新たな担い手

■市民活動は、新たな人と人とのつながりを生み出し、地域社会への参加の窓口として、市民自身の社会参加への関心を高め、自治意識を育てることにつながります。

■同時に、地域の活性化や公共の新たな担い手としての役割も期待されています。市民活動団体と行政や事業者が協働するための体制の整備が必要となっています。

4 八戸市の現状と課題

- (1) 市民活動の現状
- (2) 市民活動の課題



■平成 17 年 3 月末現在、八戸市市民活動サポートセンターの登録団体数は 153 団体で、年々増加の傾向にあります。

■一方、課題として、「人材」、「活動資金」、「マネジメント力」の不足を挙げる団体が多く、市民活動団体の自立に向けた支援体制の整備が必要と考えられます。

5 市民活動の概念

- (1) 市民活動の定義
- (2) 市民活動の特性
- (3) 市民活動団体の発展段階

■市民活動(団体)の定義とその特性について述べています。
■市民活動の発展段階(初動期、成長期、発展期)を考慮し、総合的な促進施策を考えていくことが必要です。

6 市民活動促進の基本的な考え方

- (1) 市民活動の拡大と自立化の促進
- (2) 支援の考え方
- (3) 協働の考え方

■市民活動の裾野を広げ、多様な活動の展開を図る必要があります。その一方で、市民活動団体が行政や事業者と協働して公益的な活動を行っていくためには、自立した組織としての信用や責任が益々求められます。市民活動の拡大と自立化に向けた促進策(支援、協働)を検討することが必要です。

■その観点に則って、支援の考え方(方向性、原則、視点)と協働の考え方(同)を整理しています。

7 市民活動の促進に向けて
(施策の提言)

■7は「支援の施策」と「協働の施策」の具体的な提言です。

(1) 支援の施策

■人材育成と確保のために「市民活動入門講座」「ボランティア体験実習(講座)」「スキルアップ講座(コーディネーター養成講座・マネジメント講座等)」をおこなう必要があります。

① 人材の育成と確保

(きっかけづくり・スキルアップ)

■情報発信や、各種情報の収集と提供が必要です。

② 情報共有

■地域全体が市民活動を資金的に支える「(仮称)市民ファンド」(市民や事業者の寄附による基金に市が寄付に応じた額を拠出するマッチングファンドの仕組み)の検討が必要です。

③ 自立に向けた資金支援

(市民ファンドの検討)

④ 市民活動サポートセンターの

機能見直し(支援と協働の拠点)

■市民活動サポートセンター「わいく」の成果を踏まえつつ、市民活動団体への支援と協働を一体的・効果的にコーディネートできる役割が求められています。

⑤ 市民活動の事業化支援

(コミュニティ・ビジネス)

■起業家支援事業として、コミュニティ・ビジネスに対する総合的な支援の「場」や「機能」の充実が必要です。

⑥ 中間支援組織との連携

■中間支援組織(市民活動の情報や助成金情報等の提供、マネジメントに関する相談、法人化支援など、市民活動を支援している市民活動団体)の役割がますます重要です。

(2) 協働の施策

① 市民活動の特性を生かした

委託事業

(企画コンペ・プロポーザルの導入)

■市民活動団体への事業委託をすすめるために、市民活動の専門性やネットワーク、企画力で競争できるよう、コンペやプロポーザルなどを取り入れた委託の仕組みの整備が必要です。

② 市民提案制度

■市民活動団体のもつ思いやアイデア、ネットワークを生かし、市民の提案を政策等に反映させる事業提案制度や政策提案制度の仕組みの構築が必要です。



③ 庁内体制の整備

(協働の推進体制・意識づくり)

■市民活動や協働に関する職員研修や協働マニュアルの作成、市民活動団体との連携・交流をすすめることが重要です。

④ 協働の成果・プロセスの評価

■協働が受益者である市民にとってより効果的であったのかどうか、協働の成果とプロセスを評価することが大切です。

市民活動(NPO)促進検討委員からのメッセージ 指針の検討を終えて

岩村 隆二 委員

あっという間に2年間が過ぎ、ようやく「協働」という言葉にも馴染んできた今日この頃です。この間の委員の皆様のご真摯なご討議に敬服するばかりです。

サポートセンター登録団体だけでも153団体。これに地区公民館を拠点にしている団体を加えたらものすごい数になります。いかに多くの方々が活動されていることかと、改めて感嘆しているところであります。

「指針」が市民のご理解をいただいて、それぞれの活動がより良い方向にすすむことを願っております。

栢沢 孝子 委員

試行錯誤の市民活動を続けながら、他の市民活動団体へのヒアリングを行ったり、他の委員のみなさんと何度も意見を交わすことができたことは、とても有意義でした。お互いの違いを認め合いながら、コミュニケーションを深めることがとても大切なことだと思いました。八戸の魅力と特色あるまちづくりに主体的に参画する市民がより一層増え、また、行政と市民の垣根がもっともっと緩和されてくるといいですね。長丁場でしたが、多くの学びと気づきの機会を頂いたことに感謝します。

高沢 利栄 委員

多種多様な市民活動の実際を知るにつけ、如何に書き出したとしても、「指針」を作ることの困難さに直面せざるを得ない場面が多かったと感じます。

確かに、どのように言葉を紡いでも、現場の実際には届かなかったりするのですが、だからこそ、一つ一つの言葉にこだわる必要に強く迫られました。

不足な部分もありますが、少しでも未来に託せる「指針」となっているのでしょうか。そして、いまこの瞬間にも改定が加えられ、また書き加えられていく。そのように親しまれる「指針」になるよう、願っています。

富岡 朋尚 委員

長い期間多くの皆さんとお付き合いできた事が一番の収穫でした。市民団体の代表のお宅にお邪魔してアンケートを行った事も懐かしく思います。

私にとっての協働のまちづくりとは、①今現在活動している私たち市民の力を如何に良い形で繋ぐ事ができるか、②つながりに生かされていることに対する「気付き」を実感できる仕組みづくり、③持続可能な地方都市の生き方を皆で考える場づくり、④この地域のもっている土着の美意識を磨き、それを発信できる市民意識の醸成。つまり金銭的な効率・短期的な合理性、によらない部分の繋がりの復権なのだ、と解釈しております。

西島 拓 委員

応募用紙を手渡ししてくれる人がいたことが応募のキッカケでした。それが、委員会を重ねる毎にやりがいが増して、皆勤も達成し、あっという間の2年でした。

協働の「目的」は住民自治を実現することであり、その「手段」として、市民活動団体に、行政や企業にはできない社会的サービスの担い手としての地位を確立してもらうことであると、考えています。

委員会での意見交換もさることながら、実際に市民活動団体の方を訪問して意見交換ができたことなど、自分にとって体験に優る学習はないと実感できました。次のステップは指針を受けてコトを起こすことです。

【お問合せ】

協働のまちづくり市民会議事務局

(八戸市市民生活部市民連携課内)

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1

TEL 0178-43-2111 内線 627

FAX 0178-47-0746

E-mail:renkei@city.hachinohe.aomori.jp